

広島県告示第819号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和5年6月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市大野中央三丁目3番5号 株式会社A&C 代表取締役 宮地 猛
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市宮島ロー一丁目9番8号 宮島コーラルホテル

2 申請の内容

66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設12基を廃止し、66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設12基を設置する。また、72 し尿処理施設1基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設12基 廃止

(その2) 新設

種	類	66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 同型6基 (450~453、552、553)	66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 同型6基 (408~413)
能	力	1.2m ³ /日 (0.2m ³ /基：6基)	1.206m ³ /日 (0.201m ³ /基：6基)
工期	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後直ちに	着手後直ちに

等	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに		
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		7～24時、17時間/日 (季節的変動なし)		7～24時、17時間/日 (季節的変動なし)		
	項 目		通常	最大	通常	最大	
	排出 さ れ る 汚 水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
		(単位: mg/L)	生物学的酸素要求量	150	200	150	200
			化学的酸素要求量	150	200	150	200
			浮遊物質質量	50	100	50	100
			窒素含有量	30	40	30	40
			燐含有量	15	20	15	20
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	5	1	5
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		1,000	3,000	1,000	3,000	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.84	1.614	0.846	1.902		
汚水等の排出先		合併浄化槽		合併浄化槽			

(その3)

		変更前		変更後	
種 類		72 し尿処理施設 (合併浄化槽)			
工 期 等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		着手後直ちに	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
使 用 の 方 法	項 目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	168	175	167	175

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

			変更前				変更後			
種類			72 し尿処理施設 (合併浄化槽)							
能力			222m ³ /日							
工期等	工事着手予定年月日		—				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		—				着手後直ちに			
	使用開始予定年月日		—				完成後直ちに			
使用の方法	項目		処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	処理前の汚染状況	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	149	222	15	20	149	223	15
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)			168	175	168	175	167	175	167	175

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大

No. 1 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	168	175	167	175
--------------	--	-----	-----	-----	-----

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年6月8日から令和5年6月29日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市生活環境課